

原発の電気に価格保証!?

Q5 英国の「差額決済契約」(CfD)とはどのような制度ですか?

英国の差額決済契約は、電力事業者が国営企業と締結する契約で、電気の市場価格と基準価格との差額が支払われるため、自由化のもとでも、原子力事業者は損をしない仕組みです。2014年に、再生可能エネルギーのために導入された制度ですが、原子力は「高い電気」のため、原発にも適用されることになりました。英国のヒンクリーポイント原発の基準価格は17.18円/kWh(2015年7月1日換算)で35年間もの契約です。

Q6 原子力への経済的優遇措置の問題は?

原子力は安全性や廃棄物の処分等に重大な問題を抱えています。再生可能エネルギーは環境への負荷が小さく、コストも将来的に低減していきますが、原子力は今後より高くなります。これらの点で再生可能エネルギーと根本的に異なります。

このような原子力発電所の建設・維持のために、国民負担で経済的優遇措置をとる正当性はありません。そもそも、原子力は「安い電気」としてベースロード電源と位置付けたのですから、優遇措置は不要のはずです。

福島第一原子力発電所事故によって、福島県だけでも、いまだ10万人を超える人々が避難生活を余儀なくされています。しかし、政府は、原発を「重要なベースロード電源」とし、今後、電力供給の20~22%を賄うとの見通しをたてて、再稼働を進めています。他方で、今後、原発で事故が起こっても、「電力会社は一定限度までしか損害賠償しなくてよい」となれば、事故の被害者は泣き寝入りとなりかねません。

また、2016年4月から電気の小売りが自由化され、2020年には電力料金規制が撤廃される予定です。原子力は「安い電気」と言われてきましたが、実際は「高い電気」であることが明らかになってきました。そこで、原発の建設費や維持・廃炉等の費用を確実に回収でき、今後も原子力発電が事業として維持できるように、新たな経済的優遇措置が導入されようとしています。その一方で、再生可能エネルギーの拡大に歯止めをかける制度がとり入れられてきています。

日弁連は、このような原子力損害賠償責任の有限化と原子力事業者への経済的優遇措置の導入に反対しています。

●日弁連の意見の詳細については以下をご参照下さい。

日弁連意見書

- ・原子力発電所事故損害賠償制度の見直しに関する意見書
(<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150717.html>)
- ・原子力事業に対する経済的優遇措置に関する意見書
(<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150821.html>)

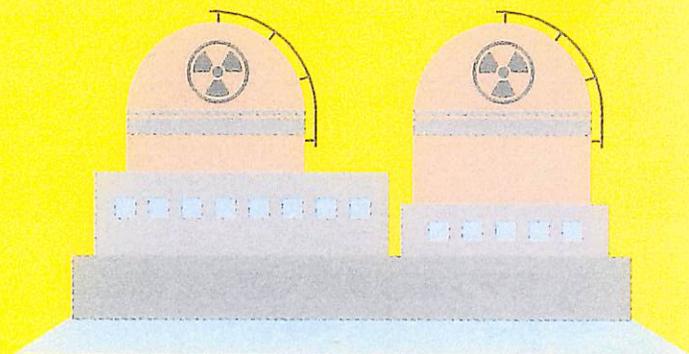
問い合わせ先：日本弁護士連合会

TEL 03-3580-0011

本当にこれでいいの!?

原発損害賠償に上限?

原発の電気に価格保証?



甲B第 203 号証

日本弁護士連合会

甲B第 203 号証

原発損害賠償に上限!?

Q1 現在、原発事故による被害の賠償は どうなっているのですか?

「原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)」第3条は、**原子力事業者**に、**無過失・無制限の賠償責任**を課しています。事業者は1200億円の責任保険に加入していますが、福島第一原発事故では既に損害は7兆円を超えています。

国は、事業者の賠償を援助し、「被災者救助及び被害の拡大防止のため必要な措置を講ずる」(第17条)とされていますが、これは国に賠償責任を課したものではありません。

Q2 原子力事業者を有限責任化する 動きがあるのですか?

原子力事業者は福島第一原子力発電所事故の前から、有限責任化を求めていました。福島第一原発事故後、文部科学省で検討され、2015年5月21日に原子力委員会の下に原子力損害賠償制度専門部会が設置されました。そこでの焦点の一つが「**電力会社の損害賠償責任に上限を設ける制度の導入**」です。

Q3 有限責任になればどうなりますか?

原発事故被害者の損害は、完全に賠償されなければなりません。しかし、有限責任になれば、重大事故が発生したとしても、電力会社は一定額まで賠償すればよいことになります。

また、現在の制度では、国が電力会社に代わって賠償責任を負うことにはなっていません。無過失・無制限の現在の制度でも、福島第一原発事故の被災者は十分に救済されていません。有限責任になれば、もともと、一定限度までしか救済されないことになります。

他方、電力会社は原発事故を起こしても倒産の危険がなくなります。原発事業におけるリスクが適正に評価されないことになり、事業者のモラルハザードをもたらします。ひいては原発事故防止の対策がおろそかになることが懸念されます。



原発の電気に価格保証!?

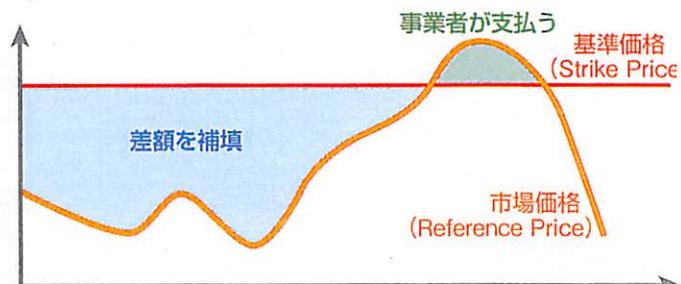
Q4 検討されている原子力事業者への経済的優遇措置とはどのようなものですか?

経済産業省は、2015年7月、原子力を重要なベースロード電源とし、2030年電力需給の「**原子力の割合を20~22%**」とした上で、「電力システム改革後などを見据え、……**原子力事業の環境整備を図る**」としました(長期エネルギー需給見通し)。

電力自由化のもとで、2020年には電気料金でコストと電力会社の利益を保証する総括原価方式が撤廃される予定です。しかし、原子力事業者には、「廃炉や使用済み燃料の処分費用も含めた原子力にかかるコストの安定的な回収・確保を図る措置」が必要とされています。

そのような経済的優遇措置の例として挙げられているのが、英国の「差額決済契約」(CfD=Contract for Difference)です。発電の総コストを回収できるように、基準価格と買取期間が定められています。

〈CfDのイメージ〉



(経済産業省の資料から)